

26教職第253号
平成27年3月30日

各県立学校長様

教育長
(公印省略)

週休日の振替等の取扱いについて(通知)

このことについては、平成14年4月1日付け14教職第86号教育長通知及び平成23年3月31日付け22教職第240号教育長通知により運用しているところですが、平成27年4月1日から下記により取り扱うこととしましたので、通知します。

つきましては、下記事項に十分留意のうえ、適切な運用をお願いします。

記

1 内容

教育職員（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2項の「教育職員」をいう。以下同じ。）に係る週休日の振替等期間について、現行の「週休日を起算日とする4週間前の日から当該週休日を起算日とする8週間後の日までの期間」を「週休日を起算日とする4週間前の日から当該週休日を起算日とする16週間後の日までの期間」とする。

2 対象

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員

3 実施時期

平成27年4月1日

4 その他

- (1) 教育職員に含まれない職員の振替等期間は、従前と同じ取り扱いとなること。
- (2) 拡大した振替等期間の適用範囲については、従前どおり、学校行事等のため学校全体で週休日の振替等を行う場合は、当該週休日と同一週（日曜日から土曜日まで）内で行うことを原則とし、振替えられた日に出張等でその日に振替えができない教育職員及び学校全体で振替える必要のない教育職員個人の振替等の場合に限ること。